

令和7年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者募集要項

- 1 募集人員
定時制課程・昼間部（総合学科） 若干名
- 2 入学者の選抜
 - (1) 出願資格
次のア、イのいずれかに該当し、かつウに該当する者とします。
ア 中学校卒業者
イ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者（別記参照）
ウ 原則として県内に住所又は勤務地を有する者
 - (2) 出願の手続き
ア 願書の交付
問い合わせ期限までに愛知県立城北つばさ高等学校に連絡をしてください。学校の概要、入学後の学習等についての説明の後に入学願書を交付します。
（ア）問い合わせ期限
令和7年8月19日（火）午後3時まで
（イ）願書の交付
令和7年8月22日（金）から8月29日（金）まで
イ 願書提出
入学志願者は、入学願書に950円相当の愛知県収入証紙を貼り、出身中学校長から提出された調査書とともに、愛知県立城北つばさ高等学校長に提出してください。
書類の提出期日は次のとおりとします。
令和7年9月5日（金）及び同年9月8日（月）
 - (3) 入学検査
ア 実施期日
令和7年9月12日（金）
イ 検査場
愛知県立城北つばさ高等学校
ウ 検査内容
作文、基礎学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容）及び面接
 - (4) 入学者の選抜
調査書の内容並びに作文、基礎学力検査及び面接の結果により、総合的に判定して合格者を決定します。
 - (5) 合格者の発表期日
令和7年9月19日（金）
- 3 その他詳細については、愛知県立城北つばさ高等学校長が指示します。

別記 学校教育法施行規則 第 95 条

学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者